

文化関係の主な税制について

令和6年3月

<国税>

種別	事項	措置内容
芸術家個人に関する優遇措置	文化功労者年金等の所得	次の所得について、所得税を非課税 <ul style="list-style-type: none"> ・文化功労者年金(所得税法第9条第1項第13号イ) ・日本芸術院から恩賜賞又は日本芸術院賞として交付される金品(所得税法第9条第1項第13号ハ) ・芸術に関する顕著な貢献を表彰する特定の賞金 ※芸術に関するもので、財務大臣が指定したもの (所得税法第9条第1項第13号二、平成2年大蔵省告示第203号)
文化財の保有者に関する優遇措置	重要文化財等の譲渡に係る譲渡所得	<ul style="list-style-type: none"> ・国、独立行政法人国立文化財機構・国立美術館・国立科学博物館、地方公共団体、地方独立行政法人(公立博物館・指定施設の設置・管理を行うもの)、文化財保存活用支援団体(一定のものに限る)に対する重要文化財(動産又は建物)の譲渡(租特法第40条の2) 譲渡所得について非課税 <所得税>
		<ul style="list-style-type: none"> ・国、独立行政法人国立文化財機構・国立科学博物館、地方公共団体、登録博物館及び博物館相当施設のうち博物館又は植物園を設置する地方独立行政法人、文化財保存活用支援団体(一定のものに限る)(※)に対する重要文化財・史跡名勝天然記念物として指定された土地の譲渡(※)平成31年度税制改正で追加(租特法第34条第1項第1号・第2項第4号、第65条の3第1項第4号) 【個人】 譲渡所得について2,000万円を限度とする特別控除 <所得税> 【法人】 譲渡所得について2,000万円を限度とする損金算入 <法人税>
寄附等に関する優遇措置	指定寄附金	【公益法人】 <ul style="list-style-type: none"> ・個別に財務大臣の指定を受けた、重要文化財の修理・防災施設の設置費用に充てるための寄附等(所得税法第78条第1項・第2項第2号、法人税法第37条第3項第2号) 【個人の寄附金】 「寄附金額(総所得金額の40%を限度)－2千円」を所得控除 <所得税> 【法人の寄附金】 寄附金の全額を損金算入 <法人税>
	特定公益増進法人に対する寄附	【独立行政法人】 <ul style="list-style-type: none"> ・国立美術館、国立文化財機構、国立科学博物館、日本芸術文化振興会等 【地方独立行政法人】 <ul style="list-style-type: none"> ・博物館の設置・管理を行う法人等 【公益社団・財団法人】 等(所得税法第78条第1項・第2項第3号、法人税法第37条第4項) 【個人の寄附金】 「寄附金額(総所得金額の40%を限度)－2千円」を所得控除 <所得税> 【法人の寄附金】 寄附金の合計額か特別損金算入限度額 [(所得金額×6.25%＋資本等の金額×0.375%)×1/2] のいずれか少ない金額を損

	<p>【公益社団法人企業メセナ協議会】</p> <p>・個人又は文化芸術団体が行う文化芸術活動のうち、(公社)企業メセナ協議会が認定した事業に対して、同協議会を経由して行われた寄附については、特定公益増進法人に対する寄附金として扱う</p>	<p>金算入(※) <法人税></p> <p>※一般の寄附金の損金算入限度額と別枠で損金算入可</p>
税額控除対象法人に対する寄附	<p>・公益社団・財団法人等のうち一定の要件を満たすもの</p> <p>(租特法第41条の18の3第1項第1号)</p>	<p>【個人の寄附金】</p> <p>「寄附金額(所得金額の40%が限度)－2千円」×40%を所得税額から控除(所得税額の25%が限度) <所得税></p> <p>※所得控除との選択が可能</p>
認定特定非営利活動法人に対する寄附	<p>・認定特定非営利活動法人等</p>	
(参考)ふるさと納税	<p>・都道府県、市区町村への寄附</p> <p>(所得税法第78条、地方税法第37条の2・第314条の7)</p>	<p>(②③は地方税)</p> <p>①「寄附金額(総所得金額の40%が限度)－2千円」を所得控除 <所得税></p> <p>②「(寄附金額－2千円)×10%」を税額控除 <個人住民税(基本分)></p> <p>③「(寄附金額－2千円)×(100%－10%－所得税率)」</p> <p>上記①②により控除できなかった額を③により全額控除(所得割額の2割を限度) <個人住民税(特例分)></p>
(参考)企業版ふるさと納税	<p>・地域再生計画の認定を受けた地方公共団体が行う地方創生の取組(※)に対する寄附</p> <p>(令和2年度税制改正により拡充・延長)</p> <p>(※)不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は対象外。</p> <p>(租特法第42条の12の2、地方税法第8条の2の2・第9条の2)</p>	<p>(①③は地方税)</p> <p>損金算入に加え、</p> <p>①寄附金額の4割を税額控除(法人住民税法人税割額の20%が上限) <法人住民税></p> <p>②法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし寄附金額の1割を限度(法人税額の5%が上限) <法人税></p> <p>③寄附金額の2割を税額控除(法人事業税額の20%が上限) <法人事業税></p>
認定特定公益信託に対する財産の出捐	<p>・芸術の普及向上に関する業務(助成金の支給に限る)を行う公益信託</p> <p>・文化財の保存活用に関する業務(助成金の支給に限る)を行う公益信託</p> <p>(所得税法第78条第3項、法人税法第37条第6項)</p>	<p>特定公益増進法人に対する寄附金と同様の優遇措置 <所得税・法人税></p>
財産を贈与・遺贈した際のみなし譲渡所得	<p>・国・地方公共団体への贈与・遺贈</p> <p>・公益社団・財団法人等に贈与・遺贈する場合、一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたもの</p> <p>(租特法第40条)</p> <p>※文化観光拠点推進法に基づく認定計画等に係る独立行政法人・地方独立行政法人に対して、当該計画に係る用に供するために有形文化財(美術工芸品)を贈与・遺贈する場合、みなし譲渡所得課税の非課税措置について自動承認特例(1カ月で認定)を適用(令和2年度税制改正)(租特令第25条の17第8項第1号)</p>	<p>みなし譲渡所得課税の規定が適用されず、非課税<所得税></p>

相続等に係る優遇措置	相続財産の寄附	<p>【独立行政法人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立美術館、国立文化財機構、国立科学博物館、日本芸術文化振興会等 <p>【地方独立行政法人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・博物館の設置・管理を行う法人等 <p>【公益社団・財団法人】</p> <p>【認定特定非営利活動法人】</p> <p>等(租特法第 70 条第1項・第 10 項)</p>	非課税 <相続税>
	相続財産の特定公益信託への支出	<ul style="list-style-type: none"> ・芸術の普及向上に関する業務(助成金の支給に限る)を行う公益信託 ・文化財の保存活用に関する業務(助成金の支給に限る)を行う公益信託 <p>(租特法第 70 条第3項)</p>	非課税 <相続税>
	重要文化財等(建造物等)の相続・贈与	<ul style="list-style-type: none"> ・重要文化財である家屋・その敷地の相続・贈与 	財産評価額の 70/100 を控除 <相続税・贈与税>
		<ul style="list-style-type: none"> ・登録有形文化財である家屋・その敷地の相続・贈与 ・伝統的建造物(文部科学大臣が告示するもの)である家屋・その敷地の相続・贈与 	財産評価額の 30/100 を控除 <相続税・贈与税>
	重要文化財等(美術工芸品)の相続	<ul style="list-style-type: none"> ・保存活用計画が認定され、美術館等において寄託・公開された特定美術品(重要文化財・登録有形文化財(美術工芸品))(*)の相続(平成 30 年度税制改正) (*)特定美術品の範囲に制作後 50 年を経過していない美術品のうち一定のものを追加(令和3年度税制改正) <p>(租特法第 70 条の6の7)</p>	保存活用計画及び寄託契約期間中は当該特定美術品に係る課税価格の 80%に対応する相続税を納税猶予(寄託相続人死亡等により免除)
登録美術品の相続	<ul style="list-style-type: none"> ・相続税を金銭で納付することが困難な場合、登録美術品(*)を相続税の物納に充てることが可能。その際、当該美術品について物納の優先順位が第一位に繰り上げられる。 (*)対象に物故作家の作品だけでなく、現存作家の作品のうち一定のものを追加(令和2年度税制改正) <p>(租特法第 70 条の 12)</p>		
関税に関する優遇措置	標本等の輸入・寄贈	<ul style="list-style-type: none"> ・博物館等が、標本等として用いる物品を輸入した場合、又は当該物品を寄贈された場合 <p>(関税定率法第 15 条第 1 項)</p>	免除 <関税>

※重要文化財等に係る地価税については非課税の取扱いがなされているが、平成 10 年より、地価税の課税は停止されている。

<地方税>

種別	事項	措置内容	
文化財の保有者に関する優遇措置	重要文化財等の所有	・重要文化財, 重要有形民俗文化財, 史跡名勝天然記念物(家屋・その敷地) (地方税法第 348 条第2項第8号、第 702 条の2 第2項)	非課税 <固定資産税・都市計画税>
		・登録有形文化財、登録有形民俗文化財、登録記念物(家屋・その敷地) ・重要文化的景観を形成している家屋(文部科学大臣が告示するもの)・その敷地 (地方税法第 349 条の3第 11 項、第 702 条第 2 項)	1/2 課税 <固定資産税・都市計画税>
		・重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物である家屋(文部科学大臣が告示するもの) (地方税法第 348 条第2項第8号の2、第 702 条の2第2項)	非課税 <固定資産税・都市計画税>
		・重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物の家屋の敷地等	税額を適宜免除・軽減 <固定資産税・都市計画税>
劇場・音楽堂等、博物館に関する優遇措置	重要無形文化財の公演のための施設	・公益社団・財団法人が所有する重要無形文化財の公演のための施設(家屋・その敷地) ※特例期間は2年、令和6年度末まで (地方税法附則第 11 条第9項、第 15 条第 19 項)	1/2 課税 <不動産取得税・固定資産税・都市計画税>
	障害者に対応した劇場・音楽堂等	・障害者・高齢者に対応して高度なバリアフリー対策を行った劇場・音楽堂等 ※特例期間は2年、令和7年度末まで (地方税法附則第 15 条の 11 第1項)	1/3 減額 <固定資産税・都市計画税>
	博物館	・博物館を設置する公益社団・財団法人又は宗教法人 (地方税法第 73 条の4第1項第3号、第 348 条第2項第9号、第 702 条の2第2項)	非課税 <不動産取得税、固定資産税、都市計画税> ※不動産取得税は博物館用不動産、固定資産税・都市計画税は博物館用固定資産に限る
・博物館を設置する公益社団・財団法人(収益事業を行わない法人に限る) (地方税法第 25 条第1項第2号)		非課税 <法人住民税>	
・博物館において行う事業 (地方税法第 701 条の 34 第3項第3号)		非課税 <事業所税>	
寄附等に関する優遇措置	都道府県・市区町村が条例で定める寄附金	・指定寄附金・特定公益増進法人等に対しての寄附金のうち、都道府県・市区町村が条例で定めるもの	「(寄附金額(総所得金額の 30%が限度) - 2千円) × 10%」を税額控除 <個人住民税>
	(参考)ふるさと納税 ※再掲	・都道府県、市区町村への寄附 (所得税法第 78 条、地方税法第 37 条の2・第 314 条の7)	①は国税 ①「寄附金額(総所得金額の 40%が限度) - 2千円」を所得控除 <所得税> ②「(寄附金額 - 2千円) × 10%」を税額控除 <個人住民税(基本分)> ③「(寄附金額 - 2千円) × (100% - 10% - 所得税率)」 上記①②により控除できなかった額を③により全額控除(所得割額の2割を限度) <個人住民税(特例分)>

(参考)企業版ふるさと納税 ※再掲	<p>・地域再生計画の認定を受けた地方公共団体が行う地方創生の取組(※)に対する寄附 (令和2年度税制改正により拡充・延長) (※)不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は対象外。 (租特法第42条の12の2、地方税法第8条の2の2・第9条の2)</p>	<p>(②は国税) 損金算入に加え、 ①寄附金額の4割を税額控除(法人住民税法人税割額の20%が上限)〈法人住民税〉 ②法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし寄附金額の1割を限度(法人税額の5%が上限)〈法人税〉 ③寄附金額の2割を税額控除(法人事業税額の20%が上限)〈法人事業税〉</p>
-------------------	---	--